

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月19日 08時52分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市黄島北方沖 備前黄島灯台から真方位347°980m付近 (概位 北緯34°36.3' 東経134°11.7')
事故の概要	作業船第二十八かいはつは、南進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第二十八かいはつ、12トン
船舶番号、船舶所有者等	271-20204岡山、有限会社水中エンジニアリング
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾船底に破口、プロペラ及びプロペラシャフトに曲損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 2、視程 約2,000m 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、作業員3人を乗せ、岡山県瀬戸内市牛窓港を出航し、黄島北岸の作業現場に向かった。 船長は、黄島北方沖を航行するのは初めてで、水路状況を知らなかったが、同乗していた作業員が航行海域の近くに住んでいるので、黄島北方沖の水路状況を知っていて助言してくれると思い、出航前、本船に積んでいる海図で水路状況を確認することはしていなかった。 船長は、黄島北方沖を約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南西進中、左舷前方に水上岩を認めたものの、同乗していた作業員からの助言がなかったので、周囲の浅瀬を確認しながら航行しようと、約7～8knに減速してGPSプロッターの水深表示に注意を向けて手動操舵により航行を続けた。 船長は、作業現場に向けて左転して南進中、GPSプロッターの水深表示が突然1.5mとなり、機関を中立運転とした直後、船尾に強い衝撃を感じ、浅所に乗り揚げたことを知った。 本船は、船長が海上保安庁に通報して救助を依頼したが、作業現場で乗揚を目撃した作業関係者が来援して、瀬戸内市の造船所にえい航された。 船長が視認した水上岩の南西方には別の水上岩(以下「本件水上岩」という。)が存在しており、また、その周辺に浅所(以下「本件浅所」という。)が存在していたが、船長はいずれについても気付いていなかった。

	同乗していた作業員は、黄島北方沖の水路状況を知らなかった。 本船の喫水は、船首約 0.7 m、船尾約 1.5 mであった。
分析	本船は、黄島北方沖を南進中、船長が、付近の水路状況を把握していない状況下、周辺の浅瀬を確認しようとしてGPSプロッターの水深表示に注意を向けていたことから、本件水上岩に接近していることに気付かないまま航行を続け、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、黄島北方沖を航行したのは初めてで、水路状況を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が黄島北方沖を南進中、船長が、付近の水路状況を把握していない状況下、周辺の浅瀬を確認しようとしてGPSプロッターの水深表示に注意を向けていたため、本件水上岩に接近していることに気付かないまま航行を続け、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、特定の対象だけに注意を向けることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、事前に海図を用いて航行予定海域の詳細な水路調査を行い、障害物を把握すること。